



Kyowa Cup Gymkhana

2023 協和カップジムカーナ 共通規則書

ご 案 内

本競技会は、初心者から上級者まで楽しめるジムカーナイベントです。JAF 非公認の競技会ですのでライセンスは不要です。クラス分けもありジムカーナ入門としても、安全に誰でも楽しく参加できます。

● 2023 年 開催日程 ●

第1戦 6月11日(日)

第2戦 8月11日(金)

第3戦 10月 1日(日)

第1章 大会の内容

- 第1条 大会名称
2023 協和カップジムカーナ第1戦、第2戦、第3戦
- 第2条 開催場所・主催者
新協和カートランド・秋田県モータースポーツ振興会
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川噺沢1-2
連絡先
TEL:018-893-5066
FAX:018-893-5066
E-mail:info@newkyowa.com
- 第3条 競技会区分
四輪自動車によるジムカーナ競技
- 第4条 競技会の格式
クローズド競技
- 第5条 競技方式
光電管計測による2アタックのベストタイムで順位をつける(本番前に練習走行あり・回数は参加台数による)
- 第6条 参加受付期間
第1戦 5/29(月)～6/7(水)
第2戦 7/24(月)～8/7(月)
第3戦 9/11(月)～9/27(水)
- 第7条 参加クラス
① ビギナークラス
② ミドルクラス
③ チャンピオンクラス
詳細は第12条を参照のこと

- 第8条 参加費用
参加料金 ¥8,000
(但し新協和カートランド初走行の方は保険料¥1,000プラス)
学生は¥1,000割引(当日学生証提示のこと)
女性は¥1,000割引

昼食はありません。ご用意ください

- 第9条 参加台数
60台までとする

- 第10条 参加申込方法・参加料
申込フォームでの申込を基本とするが所定の参加申込書に必要事項を記載し申込も可能(FAX/MAIL/郵送可)

- ① フォームからのお申込み
② <https://form.run/@newkyowa-kartland0925>
③



- ② HPの参加申込書からのお申込み
新協和カートランド
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川噺沢1-2
<https://newkyowa.com/>

- ③ 参加費用は振込、もしくは現金書留とする。

- 振込先
北都銀行 秋田東支店(126) 普 8151454
協和モータースポーツクラブ
会計 熊谷 修
- 現金書留
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川噺沢1-2
新協和カートランド・秋田県モータースポーツ振興会

- 第11条 競技会のタイムスケジュール(予定)
- | | | |
|--------------|---|---------------|
| 8:00 | ～ | ゲートオープン |
| 8:30 | ～ | 受付、車検、慣熟歩行開始 |
| 9:30 | ～ | ドライバーズブリーフィング |
| 9:45 | ～ | 慣熟走行開始 |
| 慣熟走行終了15分後 | | 第1ヒート開始 |
| 第1ヒート終了後40分間 | | 慣熟歩行 |
| 慣熟歩行終了15分後 | | 第2ヒート開始 |
| 第2ヒート終了後 | | 表彰式 |

第2章 競技参加に関する基準規則

- 第12条 競技会のクラス区分
- ① ビギナークラス
初心者向け。ジムカーナ競技に参加したことがない方または自動車で競技経験のない方。自信のない方
- ② ミドルクラス
中級者向け。現役でジムカーナ競技に参加している方。過去にジムカーナ競技参加経験のある方。しばらく競技から離れていたためあまり自信のない方。
(例:秋田県ジムカーナシリーズなど地方のクローズドの大会に参加されている方)
- ③ チャンピオンクラス
上級者向け。現役でジムカーナ競技に参戦している方。過去にチャンピオン経験のある方。
(例:全日本ジムカーナ・JAF 地方選手権に参加されている方)

※仮ナンバーでの移動は不可とし積載車等により搬入をすること。また仮ナンバーでの競技参加は認めない。
※主催者判断によりクラス変更をする場合がある。その際参加者にその理由について説明する

第13条 参加資格

1. 普通自動車を運転できる免許を所持していること。
(AT 限定免許所持者は AT 車両での参加とする)
2. 未成年者の競技参加は参加申込の際に、親権者の同意を必要とする。
(詳しくはお問合せください)

第14条 参加制限

1. 最大参加受理台数は原則として60台とする。
2. 同一選手は、1つのクラスにしか参加できない。
3. 同一車両による重複参加はクラスに関係なく認め、最大3名までとする。

第15条 参加受理

1. 参加受理はHPならびに SNS 上のエントラントリスト発表をもって正式受理とする。
2. 主催者は本人に理由を示す事無く参加を拒否する事が出来る。その場合、参加費用は返還される。

第16条 参加車両及びドライバーの変更

1. 参加車両がなんらかのトラブルがあり車両変更が必要な場合は速やかに大会事務局に連絡すること。
2. 正式受理後のドライバーの変更は認められない。

第17条 車両検査 (以下車検と言う)

1. タイムスケジュールに従ってパドックにて車検を受けなければならない。
車検を受けてない場合、不合格の場合に修正指示に従わない場合は競技に参加できない。
2. 車検員は、車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を求められた車両は修正後再車検を受けなければならない。

第3章 競技に関する基準規則

第18条 ドライバースプリーフィング

1. ドライバースプリーフィングはあらかじめ指定した場合に於いて行われ、少なくとも競技開始 15 分前に終了する。
2. ドライバースプリーフィングは大会特別規則書内第 11 条のタイムスケジュールに従って行われる。
3. すべてのドライバーは、必ずドライバースプリーフィングに出席しなければならない。

第19条 慣熟走行または慣熟歩行

慣熟走行または慣熟歩行は第 11 条のタイムスケジュールに従って行われる。慣熟走行の方法ならびに回数については当日発表する。

第20条 スタート

1. 出走順は原則として、ゼッケン番号順に行うものとする。
2. スタート方法は、エンジンを始動した状態でスタンディングスタートまたは路面状況を考慮し、主催者が定めた位置からのフライングスタートとする。

第21条 リタイア

競技途中で競技を中止する場合は、明確に意思表示を行いその旨を競技審判員に申し出て棄権すること。

第22条 一般安全規定

全ての車両は3点式以上の安全ベルトをしていること。
4点式安全ベルト等を追加装備する場合は、車両区分に応じた JAF 国内競技車両規則第 5 編付則の「安全ベルトに関する指導要項」に適合した方法でシートベルトを装着すること。

第23条 ドライバーの装備

1. 競技中は長袖・長ズボン、シューズ、グローブを着用し、手首、足首等の皮膚が露出しない事。
・グローブは指がでていないものを使用
・シューズは運転に適したものを使用
(サンダル・下駄、ハイヒール・厚底靴は禁止)
2. ヘルメットはフルフェイスまたはジェットタイプする半キャップや工事用ヘルメットは使用禁止とする

第24条 信号表示

競技中のドライバーへの指示は旗によって合図される。

- | | |
|------------|-----------------|
| ◆日章旗又はクラブ旗 | スタート合図 |
| ◆黄旗 | パイロンタッチ・脱輪等 |
| ◆黒旗 | ミスコース、直ちに退場 |
| ◆赤旗 | 危険有り 直ちに停止 |
| ◆緑旗 | オールコースクリア |
| ◆チェッカー旗 | ゴール合図 (無い場合もある) |

第25条 競技の中断

1. 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する場合、全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
2. 競技中断の合図と同時に走行中の競技車両は直ちに走行を中止し競技審判員の指示に従うこと。

第26条 計時

1. 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計測方法は主催者に委ねる。

第27条 順位決定

- 原則として2ヒートトライとし、そのうちの早いほうのタイムを成績とし順位を決定する。但し、同タイムの者が複数の場合は以下により順位を決定する。
- ① セカンドタイムの良好な者
 - ② 排気量の少ない者
 - ③ 競技会審査委員会の決定による。

第28条 ペナルティ

1. コース上の指定されたパイロンに対し、接触、移動、転倒が判定された場合は、1個につき5秒を走行タイムに加算する。
2. ミスコースと判定された場合、当該ヒートを無効とする。
3. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒を加算する。
4. スタートの指示に従わなかった場合は当該ヒートの出走資格を失う。
5. スタート合図後10秒を経過してもスタートラインを通過しない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
6. 走行中に他の者(オフィシャルを含む)の援助を得た場合当該ヒートを無効とする。
7. スタートの合図後速やかにスタートしない場合ペナルティとして5秒加算する。

8. スタート後 3 分を経過してゴールラインに到達しない場合は当該ヒートを無効とする。

第29条 失格規定

本競技会に於いて次の行為を行った場合、主催者の決定により参加者及びドライバーを失格とする。

1. 競技審判員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為を行った場合。
3. コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。

第4章 抗議

第30条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。

1. 抗議を行う場合、必ず文書により理由を明記する事。
2. 審判員の判定、及び計測機器の位置、精度に関する抗議は出来ない。
3. 主催者の裁定結果は、参加者に正式な通知として発表される。(通知方法はその都度示される)

第31条 抗議の制限時間

1. 成績に関する抗議は、結果発表後 30 分 以内
2. 競技中の過失及び反則行為に対する抗議は、当該ドライバー、ゴール後の 30 分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第32条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行う事が出来る。
2. 悪天候又はコースコンディション悪化等により 1 ヒートのみで競技会を打ち切る場合がある。
3. 競技会が中止された場合、参加料は返還される。(第 36 条参照のこと)
延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。但し天地変の場合はこの限りでない。

第6章 損害の補償

第33条 損害の補償

1. 参加者及びドライバーは、参加車両及び付属部品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場等の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、ドライバー、サービス員、ゲストは競技会の大会主催者が一切の損害賠償責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、主催者は、その任務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、ドライバー、サービス員、ゲスト、観客の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第34条 遵守事項

1. すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し暴言を謹みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
2. 競技中又は競技に関係する業務に就いている時は、薬物等によって精神状態を續ったり、飲酒等をしてはならない。
3. 主催者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第8章 参加費用の返金に関する規則

第35条 参加費用の返金

1. 理由を問わず参加費用の返金が行われる場合は、事務手数料及び送料として 1,000 円を差し引いた金額を返金する。
2. 天災地変等の理由により競技会が中止となった場合、参加費用を返金しない場合がある。その場合オーガナイザーは理由を明記した文書を参加者全員にホームページ等で告知する。

第9章 賞典・シリーズ規定・シリーズ賞典

第36条 賞典

1. 原則として各クラスとも出走台数に応じて賞典台数を決定する。
2. 出走台数が 2 台以下のクラスの賞典は無しとする。
3. 表彰対象者が表彰式を欠席した場合は賞典の授与は無しとする。

第37条 シリーズ規定

1. 全 3 戦のポイントを集計して、シリーズ順位を決定。

2. ポイント表

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 位 | 2 位 | 3 位 | 4 位 | 5 位 | 6 位 |
| 10 P | 8 P | 6 P | 4 P | 2 P | 1 P |

3. 同ポイントの場合はシリーズ内上位数が多い者が優位とする。

第38条 シリーズ賞典

原則、各クラス 3 位まで表彰とする。表彰内容についてはシリーズ終了後に案内するものとする。